

「学校外教育バウチャー事業」を実施します
～経済的な理由により塾に通えない子どもたちのための寄付を募集！～

千葉市では、子どもの貧困対策として、市内のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学5・6年生の児童に対して、学校外教育バウチャー（クーポン券）を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の助成を行いますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

本事業は、経済的に困難な状況にある児童やその家庭を社会全体で支援することを目指し、学校外教育の均等化、自己肯定感の向上及び生活習慣等の改善を図るため、今までにいただいた寄付金を原資として3年間の実施を予定しています。また、4年目以降の事業継続のために、市民の方や民間企業等からの寄付を募集します。

なお、「千葉市ふるさと応援寄附金」の平成31年度寄付メニューの注目事業の一つとなっています。

(1) 学校外教育の均等化

家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童に対してその費用を助成することにより、学校外の教育機会の均等化を図ります。

(2) 自己肯定感の向上及び生活習慣等の改善

学習塾や家庭教師等のほか、スポーツ・文化活動等を助成の対象とすることにより、学力の向上だけでなく、自己肯定感の向上や生活習慣等の改善を図り、将来的な自立へと導きます。

2 事業内容

(1) 対象者

市内在住のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学5年生及び6年生の児童

(2) 対象人数

各学年45人 計90人

(3) 対象サービス

学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等の教育サービス（市の登録を受けた事業者が提供する教育サービス）

(4) 助成金額

月額1万円相当（今年度は8月から実施するため、最大8万円）

(5) 申込受付締切

令和元年7月5日（金）

(6) サービス利用開始

令和元年8月1日（木）

3 業務委託事業者（公募により選考）

(1) 事業者名

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(2) 所在地

東京都江東区亀戸6-56-17 稲島ビル3階

(3) 主な事業内容・実績

東日本大震災後に設立し、震災で被災した子どもたちや貧困世帯の子どもたちに学習塾やスポーツ活動等の習い事の費用を助成するクーポン券を提供する事業を行っています。また、熊本地震で被災した子どもたちや関西地域の貧困世帯の子どもたちへの支援も行っています。

4 寄付の申込み

当事業への寄付の申込みについては、「ふるさと応援寄附金」の寄付メニュー「ひとり親家庭の子どものための教育支援（経済的に困難な家庭の子どもたちが、塾や習い事などに通うために、専用のクーポンにより助成します。）」を使いみちとしてお申込みいただけます。申込方法は市のホームページに掲載しています。

【URL】 http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/shikin/furusatokihukin_moushikomi.html

(右記 QR コードからもアクセスできます)

